

市内中小事業者の方へ

働きやすい職場づくりのための 就業規則整備を 支援します！



社会保険労務士等への委託料の一部を補助します。

補助金額

最大

10万円補助

対象経費の1/2(上限10万円)を補助。
1業者につき1回限り

対象となる方(すべての要件を満たす方)

- ✓ 市内に本社または主たる事業所を有する中小事業者
- ✓ 常時雇用する従業員が5人以上いること
- ✓ 市税を滞納していないこと
- ✓ 他の補助金(働き方改革推進支援助成金など)を受けていないこと



対象となる経費

就業規則の作成・改定に要する社会保険労務士等への委託料
※消費税・地方消費税相当分は対象外 ※顧問料は対象外

対象となる項目

ハラスメント防止



労働時間の
適正管理



育児・介護・
看護休暇等



柔軟な働き方
(短時間勤務・
テレワーク等)



その他市長が
必要と認める
事項等

※上記のうち1項目以上を新たに整備または拡充する就業規則の作成・改定が対象です。

申請期限

令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

※労働基準監督署への就業規則届出受付日が属する年度末まで
※年度末での提出となる場合はあらかじめご一報おねがいします

予算について

予算の範囲内で交付します。

予算に達した場合は受付を終了します。

※提出前に一度高砂市へご相談ください。

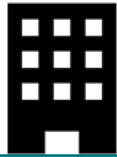
くわしい申請手続き・必要書類は裏面をご覧ください。

申請の流れ

1 専門家へ委託・
就業規則の
作成・改定



2 労働基準監督署
へ届出



3 必要書類を
揃えて申請



4 審査・交付決定



5 補助金の振込



申請に必要な書類

提出前にご確認ください

1 労働基準監督署受付印のある
就業規則（変更）届等の写し

e-Govによる電子申請の場合は、受付印が印字された
申請書控えを提出してください

2 就業規則の写し

改定の場合は、改正箇所が分かるもの（新旧対照表など）も
提出してください

3 市内に本社または主たる事業所を
有することが分かる書類

法人 履歴事項全部証明書など

個人事業主 確定申告書など

4 市税完納証明書

法人の場合は法人のものを、個人事業主の場合は
代表者個人のを添付してください

5 補助対象経費に係る
請求書・領収書等の写し

社会保険労務士等への委託料に係るもの

必要に応じて、その他書類を提出いただく場合がございます。

申請方法

申請書類を以下の窓口を持参または郵送で提出してください。



公益財団法人 結のたかさご

〒676-0828 高砂市阿弥陀町地徳 301(市の池公園 みどりの相談所内)

TEL: 079-446-8096



申請後、交付決定までに約3週間、決定後の振り込みまでに2～3週間程度かかります。

お問い合わせ

【申請窓口】
受付・書類確認

公益財団法人 結のたかさご

TEL: 079-446-8096

【制度全般】
奨励金制度についての
お問い合わせ

高砂市 生活環境部 商工労働課

TEL: 079-443-9030

制度紹介HP

